

2026年5月25日

須賀川市議会

議長 佐藤 瞭 二 様

請願者

住 所

氏 名

原水爆禁止須賀川協議会

理事長 伊藤 弥



紹介議員

堂脇 明奈

日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書提出の請願

【請願の趣旨】

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、国連で歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。同年9月20日には同条約への調印・批准が開始され、2021年1月22日に発行しました。現在、95か国が調印し、74か国が批准しています。

核兵器禁止条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、「非人道的絶対悪」と位置付けています。条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止しています。条約は被爆者や核実験被害者への援助をおこなう責任も明記しています。

ロシアのウクライナ侵略、イスラエルのガザ攻撃を見ても、「軍事」対「軍事」の対応では、最悪の場合には核戦争へのエスカレーションを招くだけで、平和と安全は実現しません。このような核をめぐる危機的な情勢に対して、ノーベル委員会は、「核兵器を二度と使用してはならないという規範を守ることがいかに重要であるかが分かる。日本被団協と被爆者は、この文脈において極めて重要だ」と述べて日本被団協にノーベル平和賞を授与しました。

いまこそ、ノーベル平和賞を受賞した被爆者の願いを受け止めて、広島と長崎の原爆被害を体験した日本の政府は、核兵器を全面的に禁止させる先頭に立つことが求められています。

以上のことから、貴議会におかれましては、国に向けた意見書を提出されるよう請願いたします。

【請願項目】

1. 核兵器禁止条約に署名・批准すること。
2. 第1回核兵器禁止条約再検討会議へオブザーバー参加すること。

以上



日本政府に核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書（案）

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、国連で歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。同年9月20日には同条約への調印・批准が開始され、2021年1月22日に発行しました。現在、95か国が調印し、74か国が批准しています。

核兵器禁止条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、「非人道的な絶対悪」と位置付けています。条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止しています。条約は被爆者や核実験被害者への援助をおこなう責任も明記しています。

ロシアのウクライナ侵略、イスラエルのガザ攻撃を見ても、「軍事」対「軍事」の対応では、最悪の場合には核戦争へのエスカレーションを招くだけで、平和と安全は実現しません。このような核をめぐる危機的な情勢に対して、ノーベル委員会は、「核兵器を二度と使用してはならないという規範を守ることがいかに重要であるかが分かる。日本被団協と被爆者は、この文脈において極めて重要だ」と述べて日本被団協にノーベル平和賞を授与しました。

いまこそ、ノーベル平和賞を受賞した被爆者の願いを受け止めて、広島と長崎の原爆被害を体験した日本の政府は、核兵器を全面的に禁止させる先頭に立たつことが求められています。

以上の趣旨により、下記の項目の早期実現を強く要望します。

記

1. 核兵器禁止条約に署名・批准すること。
2. 第1回核兵器禁止条約再検討会議へオブザーバー参加すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2026年 月 日

内閣総理大臣 高 市 早 苗 様
外務大臣 茂 木 敏 充 様